

目的 (法第1条)	すぐれた自然の風景地を <u>保護するとともに、その利用の増進を図り</u> 、もって国民の保健、休養及び教化に資すること
定義【自然公園】 (法第2条①)	国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいう。
責務 (法第3条②)	自然公園に生息し、又は生育する動植物の保護が自然公園の風景の保護に重要であることにかんがみ、自然公園における生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずるものとする。

